

有効期間満了日 令和13年3月31日  
熊人安第59号  
令和7年3月28日

## 認知症に係る行方不明者発見活動について（通達）

認知症に係る行方不明者届の受理数は年々増加し、令和5年には、統計をとり始めた平成24年以降で最多となる1万9,093人となり、この傾向は今後も続くことが見込まれる。認知症に係る行方不明者は、自力での帰宅が困難であるなど、その生命・身体に危険が生じるおそれがあることから、下記事項に留意の上、早期発見・保護に万全を期されたい。

なお、「認知症に係る行方不明者発見活動の推進について（通達）」（令和2年1月31日付け熊生企第63号）は廃止する。

### 記

#### 1 行方不明者発見活動上の留意事項

##### (1) 特異行方不明者の判定

ア 行方不明者届の受理時に届出人から必要な事項を聴取する際に（行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号。以下「規則」という。）第7条第1項）、届出人から、認知症又は認知症の疑いにより行方不明になった旨の申し出があった場合は、自救能力がない者（規則第2条第2項第6号）として特異行方不明者の判定（規則第11条第1項）を行い、行方不明者の生命・身体に危険が生じるおそれがあることを踏まえ、規則等に基づく行方不明者発見活動を迅速に実施すること。

イ 行方不明者事案に係る速報を受けた警察本部人身安全対策課（以下「人身安全対策課」という。）においては、警察署における事案の処理方針を確認して積極的な指導・助言、支援を行うこと。

##### (2) 認知症の特性等を踏まえた措置

ア 届出人からの聴取（規則第7条第1項）においては、行方不明者が過去に立ち回った地域や一人歩きした場所があるか、自ら名乗ることができるか、通称名等である自称名はないかなど、行方不明者発見活動に必要な事項（同項第6号）を聴取すること。

イ 行方不明となった時期や気象状況等を考慮した上で、初期段階から最大限の捜索態勢を確立し、迅速な発見・保護活動を展開すること。

ウ 一人歩きする場所が遠方にも及び得るなど認知症の特性を踏まえて、関係警察に対して保護等の取扱いを個別に照会するとともに、関係行政機関等への協力を求め（規則第20条第2項）、関係行政機関等との間で構築している発見・保護のためのネットワークを効果的に活用し、その早期発見に努めること。

また、立ち回り見込先等が判明した場合は、確実に特異行方不明者手配（規則第21条）を行い、警察の組織的機能を十分に發揮すること。

エ 行方不明者が氏名等を名乗ることができず、又は遠方への一人歩きが想定される場合には、届出人の意思に基づき、熊本県警察ホームページへの掲載等による資料の公表を行うこと（規則第14条第1項）を検討すること。

### (3) 届出人の心情に配意した適切な対応

行方不明者の発見活動を行うに当たっては、届出人である行方不明者の家族等の心情に配意し、その要望に応じた適切な対応を図ること。

## 2 迷い人として保護時の留意事項

警察署長は、認知症又は認知症の疑いのある迷い人を発見・保護した場合は、認知症の特性を踏まえ、名乗ることができない場合や自称名が通称名である場合等に配意して、「迷い人等の身元確認に向けた対応について（通達）」（令和7年3月28日付け熊人安第58号）に基づき、その身元の確認に努めること。

## 3 関係行政機関等との連携に際しての留意事項等

### (1) 発見・保護のためのネットワークの活用

警察署長は、関係行政機関等との間で認知症に係る行方不明者を発見・保護するためのネットワークが構築されている地域はもとより、同ネットワークがない地域においても、市町村等にその構築を働き掛けつつ、管内の関係行政機関等と役割分担の上、相互に連携して早期発見・保護に努めること。

また、若年性認知症の人は、外見から認知症の行方不明者と認識されにくい場合があることに鑑み、関係行政機関等と連携して適切に対応すること。

### (2) 身元確認のための取組

認知症に係る行方不明事案においては、氏名等が明らかとならないと身元の確認が困難となることから、市町村等に対しては、着衣・靴への記名、名札等の装着、QRコードが掲載されたシール等の活用の重要性や、地域住民への周知について働き掛けること。

### (3) GPS機器等の有用性の周知等

認知症に係る行方不明者の生命・身体の保護を最優先とし、早期の発見・保護に資する手段の一つとして、GPS機器等の活用が考えられることから、市町村等と連携し、認知症の人やその家族等にGPS機器等の有用性を周知すること。

また、ゆっぴー安心メール（「ゆっぴー安心メール配信システム運用要領」（令和5年3月15日付け熊生企第221号別添）2アのゆっぴー安心メールをいう。）により、認知症又はその疑いのある行方不明者の情報を発信する場合は、そのメール本文中にGPS機器等の有用性を記載すること。

なお、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）」において、認知症の人の意思決定の支援と権利利益の保護が基本的施策に掲げられていることを踏まえ、認知症サポーター養成講座を通じるなどして、認

知症の人の意思決定の支援に関する理解を深め、認知症の人の意向に反してG P S 機器等を装用させることがないよう配慮すること。